

平成29年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成29年3月3日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事 兼総務課長	近藤 善敬	民生部門理事 兼健康福祉課長	磯部 あさみ
事業部門理事 兼産業建設課長	堀口 善友		
総合政策課長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人権同和対策課長	大星 義博
上下水道課長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会計管理者 職務代理	吉村 良昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	富士 青美	書記	成瀬 博
----------	-------	----	------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 委員長報告
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について）
- 第 5 議案第 1 号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 2 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第 8 議案第 3 号 安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 号 安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 8 号 安堵町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 9 号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 10 号 平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 10 号）について
- 第 16 議案第 11 号 平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）について
- 第 17 議案第 12 号 平成 28 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について
- 第 18 議案第 13 号 平成 29 年度安堵町一般会計予算について
- 第 19 議案第 14 号 平成 29 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第 20 議案第 15 号 平成 29 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 21 議案第 16 号 平成 29 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第 22 議案第 17 号 平成 29 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第 23 議案第 18 号 平成 29 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 24 議案第 19 号 平成 29 年度安堵町水道事業会計予算について
- 第 25 議案第 20 号 町道路線の認定について
- 第 26 報告第 2 号 平成 29 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまより、平成29年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本 安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

安堵町内にも梅の花が見所を迎えております。春の気配が漂ってまいりました今日この頃でございます。今年で1266回目を迎えた古都奈良に春を告げる東大寺二月堂の修二会、いわゆるお水取りが終われば大和路にも本格的な春が訪れてまいります。

その様な折、平成29年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私共何かとお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

昨年は町制30周年の記念すべき年であり、議員の皆様方や関係者の方々の御協力のもと様々な行事を実施いたしました。本年はさらに町制40周年、50周年に向けて町が更に発展する行政を運営してまいりたいと考えているところでございます。安堵町がますます飛躍できるよう皆様の御協力、御理解をよろしくお願いいたします。

さて、安堵町の偉人、富本憲吉氏の生家が去る1月21日に「うぶすなの郷 TOMIMOTO」としてオープンいたしました。この施設は総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用した民営施設で、滞在型の宿泊施設でございます。さらにレストランや工房などを併設したものでございます。この施設が今後、安堵町の文化・観光の発信基地の一つとなるよういろいろな方々と連携して盛り上げていきたいと考えております。

また、本年は奈良県で「第32回 国民文化祭・なら2017」と「第17回 全国障害者芸術・文化祭なら大会」が全国で初めて同時開催をされることになります。安堵町におきましてもこの機会に富本憲吉氏と旧制郡山中学の同級生で結核予防に大きく貢献された、大

阪大学第5代総長で文化功労者、医学会の巨匠でございます今村荒男氏に焦点を当て、先生の御功績を全国に発信してまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方の御指導、御協力をお願いいたします。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、専決処分等の報告が2件、人事案件が2件、条例の一部改正が7件、町道路線の認定についての案件が1件、平成28年度一般会計補正予算と安堵町国民健康保険特別会計補正予算、安堵町下水道事業特別会計補正予算、平成29年度当初予算案件と合わせて、合計22件でございます。

それでは平成29年度当初予算の主要施策につきまして、その概略を申し述べさせていただきますと思います。

予算総額32億円で前年度比1億3千400万円4.4%の増でございます。

まず1番目に、議会費でございます。議会費につきましては、新規報酬額での計上及び積極的な議員活動と住民への広報に必要な経費を計上いたしております。

2番目に、総務費でございます。空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための計画策定経費、財務会計システム・人事給与システム・子育て支援対策システム等の整備に係る経費、えーまち安堵安心メール配信システム、町内全域放送整備等の住民サービスに欠かせない情報発信に要する経費、移動手段を確保するためのコミュニティバスの運行及び公共タクシー助成事業の経費等を計上いたしております。

3番目に、民生費でございます。高齢者福祉に要する経費をはじめ、医療費助成の拡充、学童保育の充実、子ども・子育て支援新制度における保育充実のための一時預かり保育及び子育て広場の運営等に要する経費を計上いたしております。

4番目に、衛生費でございます。母子保健事業や保健増進事業、各種検診事業、各種予防対策事業、塵芥処理事業及びし尿処理事業、ゴミ広域化に伴う新収集計画策定等に必要な経費等を計上いたしております。

5番目に、農林水産業費でございます。農業振興に要する経費、農道整備に要する経費等を計上いたしております。

6番目に、商工費でございます。産業の振興と安堵町のボランティア活動や、かかしプロジェクトへの支援等、観光や情報発信に必要な経費等を計上いたしております。

7番目に、土木費でございます。社会資本総合整備交付金事業を活用した、道路・橋梁の維持のための経費。町営住宅の管理に係る経費、下水道事業に係る一般会計からの繰出金等を計上いたしております。

8番目に、消防費でございます。消防小型ポンプ積載車及び消防団活動服の購入等、地域の消防・防災に係る経費等を計上いたしております。

9番目に、教育費でございます。平成29年度に奈良県で開催されます「第32回国民文

化祭・なら2017」と「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」に係る経費、日常の教育行政を進めていくための経費、カルチャーセンターの管理運営に係る経費、小・中学校における運営経費、歴史民俗資料館の運営及び文化行政推進のための経費等を計上いたしております。

10番目に、災害復旧費でございます。万一の災害時に備えての予算措置でございます。

11番目に、公債費でございます。町債の償還に必要な経費を計上しているところでございます。

12番目に、諸支出金でございますが、これは、「財政調整基金」、「減債基金」、「公営住宅管理運営基金」、「消防賞じゅつ基金」、「ふるさと基金」の預金利子等による積立金でございます。

最後に、予備費でございます。歳出予算総額の、0.36%程度（1千146万円）を計上しているところでございます。

以上のとおり、地方創生の趣旨に基づき、町勢の発展に必要な施策等に重点的に予算配分を行ったところでございます。

以上が一般会計予算でございます。

次に特別会計予算について、でございますが、国民健康保険特別会計に予算総額11億5千240万円で前年度比6千740万円、6.2%の増でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計に135万円で、前年度との増減はなしでございます。

下水道事業特別会計に2億9千940万円で、前年度比2千600万円、9.5%の増でございます。

介護保険特別会計保険事業勘定に7億6千590万円で、前年度比9千830万円、14.7%の増でございます。

最後に後期高齢者医療特別会計に9千390万円で、前年度比1千170万円、14.2%の増となっております。

以上、それぞれの特別会計に予算計上をしたところでございます。

御存知のように特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細は、その都度、担当課長より説明させますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長（森田 瞳） 挨拶が終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 増井敬史議員、
2番 浅野勉議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの14日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日から16日までの14日間とすることに、決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 「委員長報告」を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議会運営委員会委員長。

（増井委員長 登壇）

1 番（増井敬史） 本年1月27日に「『介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現』を求める陳情書」及び「介護保険制度の見直しに対する陳情書」が議長宛に提出されました。2月24日の議会運営委員会におきまして、これら2件について、審査を担当する委員会を文教厚生常任委員会に付託し、審議することに決まりましたことを報告いたします。

（増井委員長 降壇）

議長（森田 瞳） ただいま報告がありましたように、「『介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現』を求める陳情書」及び「介護保険制度の見直しに対する陳情書」について、文教厚生常任委員会に付託し、審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

島田文教厚生常任委員会委員長、よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）」御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、保育園南東の外壁におきまして、クラック及び塗装の劣化等が全体に及び、その補修工事に係る経費の増額補正でございます。

また、消防団員退職に伴う報償金の不足に伴う増額補正もございます。

なお、早急に支給する必要がありますので専決処分とさせていただきます、専決日については消防団員等公務災害補償等共済基金の審査が完了しました1月24日とさせていただきます。また、保育園の南東の外壁工事につきましても、早急に対応する必要がありますので専決処分とし、専決日を同日とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ781万5千円を増額し、歳入歳出総額を32億3千881万1千円といたします。

それでは、補正予算書により御説明させていただきます。資料の7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園費におきまして、保育園の外壁塗装等の補修工事に係る設計委託費として51万9千円、工事請負費として723万6千円、計775万5千円の増額補正でございます。その財源といたしまして、繰越金を充てさせていただきます。

続きまして、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費におきまして、消防団員退団に伴う報償金として6万円の増額補正でございます。この財源といたしまして、1ページ戻っていただき6ページをお願いいたします。歳入についてでございます。款18諸収入、項3雑入、目1雑入で消防団員退団に伴う報償金の受入分として6万円の増額補正でございます。また、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、保育園工事費の財源として775万5千円の増額補正を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年3月3日 報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年1月24日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,238,811千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年1月24日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） 富井課長、恐れ入ります。

総合政策課長（富井文枝） はい。

議長（森田 瞳） お願いしたいんですけども、先般の議案説明会、そしてまた先ほどから冒頭に説

明いたしました予算の補正の内容について説明いただいておりますので、今の第一表の予算補正、そして事項別明細書について、これは省略していただいて結構です。

総合政策課長（富井文枝） わかりました。

議長（森田 瞳） はい。

総合政策課長（富井文枝） それでは詳細につきましては、先ほどの説明とも重複いたしますので割愛をさせていただきます。以上でございます。御審議、御承認のほどよろしく願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） 本日の以後の補正予算について、同様にお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 「質疑なし」と認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、日程第5 議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。総務担当、近藤でございます。それでは、議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」御説明させていただきます。

安堵町の公平委員3名のうち、山崎文生委員は本年3月31日をもって任期満了を迎えられます。山崎委員におかれましては、■■■■■■■■■■、地方自治の本旨を充分理解し、人事行政に識見を有しておられることから、次期におきましても継続して同委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 山崎 文生

■■■■■■■■■■生 (■■歳)

総務課長（近藤善敬） 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（近藤総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 「質疑なし」と認めます。

本件は、人事案件でございます。討論を省略して、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

[illegible]

安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 富士 茂則
■■■■■■■■■■生（■■歳）

(近藤総務課長 降壇)

13

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

本件は、人事案件であります。討論を省略して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、日程第7 発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

3番(大星成司) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、3番大星議員。

(大星議員 登壇)

3番(大星成司) おはようございます。3番大星でございます。

それでは、発議第1号の趣旨説明をいたします。

かつて運用されていた地方議会議員の年金制度は平成の大合併により、地方議員が減少したことに伴い、財源がひっ迫し、制度の維持が困難となったために平成23年に廃止されました。現在、議員対象の保障制度が存在しない状況です。住民の代表である地方議員の果たす責務と役割は増大し、広範な活動と積極的な活躍が求められているなか、無年金制度では議員への意欲(成り手不足)が深刻な問題となっています。若い世代の方も議員に就き活躍することは、地方議会に対し、幅広く住民が関心を抱き、いろんな視点や角度から議論が出来るなど、議会が活性化する要因と考えます。地方議会議員の処遇改善の一環として、厚生

年金制度に加入できるようにすることは、将来に亘って安心して議員活動に専念でき、人材の確保に繋がっていくものと考えます。よって、早急に法整備を実現されるよう、関係機関への意見書提出するものでございます。

それでは、発議第1号を朗読します。

発議第1号

安堵町議会

議長 森田 瞳 殿

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

このことについて、安堵町議会会議規則第12条第1項に基づき、別紙のとおり提出いたします。

平成29年3月3日提出

提出者 安堵町議会議員 大星成司

賛成者 安堵町議会議員 岡田裕明

安堵町議会議員 島田正芳

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員

の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月

奈良県安堵町議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

3番（大星成司） 各議員におかれましては、御審議いただき、御賛同のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

（大星議員 降壇）

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

ただ今大星議員、意見書を出していただきました年月日ですけれども、本日、出させていただき今日の可決を、今日の日にちをもってさしていただくことに、よろしゅうございますか。今日の日付をもって。

3番（大星成司） はい。

議長（森田 瞳） それではさようにいたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、発議第1号は、本日の日をもちまして、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第8 議案第3号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」及び日程第9 議案第4「安堵町個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を、一括議題にいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、議案第3号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」と議案第4号「安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、共に番号法の一部改正に伴う安堵町条例の引用箇所の調整に係るものでございますので、一括して御説明させていただきます。

平成29年7月からマイナンバー制度において、情報連携について本格的な運用が開始されます。この運用にあたり、地方公共団体が行う独自利用事務において、情報ネットワークシステムを利用した情報連携ができるように、また医療等の分野やその他の分野においても個人番号の利用範囲や情報連携ができるように、範囲の拡充等を規定した行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の第6条が、平成29年5月30日に施行されます。この改正で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に第26条の条文が追加されました。また、このことで番号法第28条が第29条に条ずれとなりましたので、安堵町個人情報保護条例においての引用箇所についても同様に、整理と条ずれを変更するものでございます。

議案書の後ろの新旧対照表を御覧ください。

第2条第3号中、第2項の次に、「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、第18条の2第1項第1号中、番号法第28条を番号法第29条に改めるものでございます。

なお施行日につきましては、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の附則第1条第5号に掲げる施行する日でございます、平成29年5月30日であります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬）　なお本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

続きまして、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。これにつきましても、先ほどの安堵町の個人情報保護条例の一部を改正する条例と同様、番号法において第19条第9号が第19条第10号に条ずれとなりましたので、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の引用箇所について、条ずれを整理するものでございます。

同様に新旧対照表を御覧ください。

第1条及び第5条の第1項中、第19条第9号を第19条第10号に改めるものでございます。なお施行日につきましては、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の日を、施行する日の平成29年5月30日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長　西本　安博

総務課長（近藤善敬）　なお本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（近藤総務課長　降壇）

議長（森田　瞳）　これより議案第3号及び議案第4号を、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第3号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、田中議員。

9番(田中幹男) はい。ここでいいですか。

議長(森田 瞳) はい、自席で結構です。

9番(田中幹男) はい。マイナンバー制度ですけども、ちょうど始まって約1年が経過しております。

いまだ番号の通知が100万件以上残されたままで、カード希望者も昨年末で3千万人の発行を見込んでおりましたけども、カードを取得した人は未だ3分の1にも届いておりません。これが実態です。結局のところ、マイナンバーカードは身分証明のほかにはほとんど使い道がないということであります。他人に見せてはならない個人番号と顔写真などが一つになったカードを持ち歩くことの方が、個人情報保護する点からすれば、かえって危険だと思います。カード申請が頭打ちなのは、国民が制度の利便性を感じず、むしろ不安が大きいことの表れだと思います。マイナンバーは元々徴税強化と社会保障費を抑制する手段にしたい国や財界の意向を受け、導入されたものであります。

今後、様々な情報がこのカードに入力し、ゆくゆくは預金通帳の内容までわかるようにしたい。そういう希望があります。こういうなし崩し的な拡大は余りにも危険だと、私は思います。今回は内容の変更というより、字句の変更でありますので、反対といふところまでいきませんが、私反対派としては賛成するわけにも行かないのです。留保したいと思います。以上でございます。

議長(森田 瞳) はい、今田中議員より、田中議員、留保ということは反対するべきか賛成すべき

か賛否を聞いとるから、どちらか意思表示してください。意思表示。

9 番（田中幹男） そじゃ反対やね。

議長（森田 瞳） 反対ですか。良くわかりました。はい。

ただいま、田中議員より本案につき反対討論がなさいました。先日の2月24日の議会運営委員会におきまして、本件に関しましては、田中議員も同様、委員会のメンバーでございました。しかしながら、当日はまだ反対の意見に達しておらなかったということで、後日、昨日私の方に「実はこの案件について、私個人的には反対をしたい」という討論を今お聞きになったことでございます。ということで、本来でありますならば、議会運営委員会でもっと議論をすべきであったわけでございますけども、急遽昨日本人の申出ございました。今回は本人での申出もあり、議会運営委員会後でございましたけども、やはり個人的な意思を尊重すると、今回に限り尊重するというので、反対討論をお受けさせていただいて、粛々とこの件につきまして賛否を問いたい、かように思います。それでよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。さように進めさせていただきます。本件、反対討論がございました。賛成討論ございますか。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） はい。今回の個人情報保護条例等の一部を改正する条例につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の条文の改正により法律の条ずれ等が生じたことに伴い、国の法律改正に合わせ、番号法を引用している安堵町の条例の一部を改正するものであり、町が独自に条例の一部改正するものではないことから、私はこの条例等の一部改正には賛成いたします。以上です。

議長（森田 瞳） はい。ただいま、反対討論そして賛成討論、意見ございました。皆さん方にお諮りいたします。

本案につき、反対討論、御起立願えますか。

議長（森田 瞳） 田中議員、1名…そしたら挙手してください。反対討論の方、挙手してください。
反対でございますね。

（田中議員 挙手）

議長（森田 瞳） ほかに反対ございませんか。それでは賛成、賛成の方、議案に対する賛成者の方、
挙手願います。

（賛成者 挙手）

議長（森田 瞳） はい。9名でございます。
はい。それでは賛成多数でございます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第4号についても同様、田中議員の方から反対討論、このさっきの内容
と同じでよろしゅうございますか。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） でございますので、それでは討論、このことにつきまして賛成討論については、
再度申し上げます。はい、増井議員。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

1番（増井敬史） 今回の個人情報保護条例等の一部を改正する条例につきましては、行政手続きに
おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の条文の改
正により法律の条ずれ等が生じたことに伴い、国の法律改正に合わせ、番号法を引用してい
る安堵町の条例の一部を改正するものであり、町が独自に条例を一部改正するものではない
ことから、私はこの条例等の一部改正には賛成いたします。以上です。

議長（森田 瞳） はい。増井議員、恐れ入ります。今、賛成討論いただいたわけですが、先ほど3号議案の討論の賛成意見言っていただきまして、今同様でございましたけども、見出しが若干変わって、題変わっておりますので、すみませんけども、議案第4号の見出しをそれだけをちょっと朗読ください。

1 番（増井敬史） 申し訳ございません。

2 番（浅野 勉） マイク。マイク。

1 番（増井敬史） マイク？はい。安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

議長（森田 瞳） はい、それで結構です。わかりました。良くわかりました。
ただいま、賛成討論をいただきました。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） ほかに討論なしと認めます。
次に、議案第4号について採決します。
この採決は、起立によって行います。
賛成者の起立を求めます。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、多数です。お座りください。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第10 議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11 議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。
失礼しました。日程第12までです。12までを一括議題としたいとございます。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なし認めます。

よって、議案第5号から議案第7号までを一括議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) それでは、議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案につきまして、平成28年8月の人事院勧告により、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正がされ、育児休業等の範囲が拡大されたことに伴うことで、国に準じて安堵町条例の引用箇所を調整するものでございます。

まず、議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正で、育児休業等の対象となる職員が養育する子の範囲が拡大され、従前、育児休業などが取得できる対象は法律上親子関係がある実の夫や養子であったものが、特別養子縁組の看護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子にも新たに対象となったものでございます。安堵町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例中、育児短時間勤務や育児部分休業の対象として、職員が養育する子においても含まれますので、この引用箇所について法の改正に準じ、調整するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用されます。

ただし、児童福祉法の規定により、養子縁組里親の名称が平成29年4月1日から、特別養子縁組里親に変更されることから、特別養子縁組里親と称する条例については、平成29年4月1日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

この一部改正につきましても、地方公務員法の育児支援、介護支援に係る規定の改正が行われたことから、国に準じて安堵町職員の育児休業等に関する条例の一部を調整するものでございます。

改正内容といたしましては、育児休業の対象となる子の範囲が見直され、育児休業の対象範囲拡大による、引用しております各条文の調整でございます。

また第18条では、介護時間と育児休業分を同時に取得する場合は、両方の合計時間を2時間を超えない範囲内とするという文言の調整でございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日から施行し、平成29年1月1日からの施行となります。

議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） 本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので、同様に割愛させてい

たきます。

最後に、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましても、平成28年8月の人事院勧告により、国家公務員の職員手当に係る扶養手当の支給額等の見直しがございまして、平成28年11月16日法案が可決された、これに伴いまして安堵町職員の一般職に係る扶養手当の支給額を見直す改正で、平成29年度と平成30年度の2か年で段階的に支給額を調整するものでございます。

扶養手当についてでございますが、新旧対照表では多岐に亘るため、議案書の一番後ろに一覧の表等を付けさせていただきました。別添の資料により、説明させていただきます。

扶養親族の扶養手当額でございますが、配偶者につきましては、平成28年度1万3千円が平成29年度は1万円、3千円減額となります。平成30年度には6千500円に、なお3千500円の減額となります。

子につきましては、平成28年度6千500円であったものが、平成29年度には8千円に1千500円の増、平成30年度には1万円の2千円の増となります。

父母の6千500円については、変わりはありません。

配偶者無しの子、いわゆるシングルマザー、シングルファザーでございますが、その子につきましては、平成28年度1万1千円が平成29年度には1万円、1千円の減、平成30年度には増減はございません。

同様に、シングルマザー、シングルファザーの父母につきましては、平成28年度1万1千円が平成29年度には9千円に2千円の減、平成30年度につきましては6千500円に、なお2千500円の減額となります。

なおこの条例につきましては、平成29年4月1日から施行といたします。

ただし附則においては、29年度分において読み替え規定によりまして、段階的に扶養手当の額を調整するものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第7号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） なお本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

だきます。議案第5号から議案第7号までの3議案につきまして、御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(近藤総務課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、議案第5号から議案第7号までを、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第5号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第6号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第7号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第8号「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」を、
議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます。税務課長、中野です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたこと、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日に公布されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正につきましては、一つ目は個人の住民税についての住宅借入金等特別控除制度、居住年の期限を平成31年から33年、平成33年に延長するもの。

二つ目といたしまして、法人住民税について法人税割を現行の9.7%から6%に引き下げること。

三つ目といたしまして、軽自動車税について新規に取得した排ガス燃費性能の優れた車に対するグリーン化特例制度を、平成29年度分においても適用すること。また、消費税率が10%へ引き上げるときに自動車取得税を廃止し、その自動車取得税に代えて環境性能に応じた機能を維持強化するため、現行の軽自動車税に環境性能割課税を導入すること。そのためまた現行の軽自動車税を種別割課税に名称変更する事でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

8枚目、新旧対照表1ページを御覧ください。

第1条関係の改正といたしまして、附則第7条の3の2、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成41年から平成43年度に、居住年の期限を平成31年を平成33年に延長する改正でございます。

附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例で排ガス燃費性能の優れた車に応じたグリーン化特例制度を平成29年度も適用し、次の2ページをお願いします、第2項から第4項におきまして、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」にそれぞれ改正するものでございます。

次に3ページの中段でございます。

第1条の2の改正といたしまして、第18条の3、「軽自動車税」を「種別割」に名称変更し、第19条につきましては、軽自動車税の改正に伴う引用する条文番号及び規定の整備を行うものでございます。

4ページ下段をお願いします。

第34条の4で、法人町民税の法人税割の税率につきまして、現行の9.7を6%に引き下げる改正でございます。

次の5ページでございますが、第80条は第1項及び第2項を全部改正し、第1項では軽自動車税の納税義務者について環境性能割は取得者、種別割は所有者に課税する規定を、第2項につきましては、第1項の取得者に含まないものの規定をし、第3項は引用する条番号の改正及び文言整理でございます。

現行の第80条の2につきましては、改正後、第81条の2として規定し、80条の2を削除するものでございます。

第81条につきましては全部改正をし、第1項につきましては所有権を留保している場合、買主を取得者または所有者とみなして課税する規定、第2項につきましては前項の買主に変更があった場合、新たに買主となるものを取得者または所有者とみなして課税する規定、第3項につきましては販売業者等が車両番号の指定を受けた場合、販売業者を取得者とみなして環境性能割を課税する規定でございます。

続いての6ページでございますが、第4項につきましては法の施行地外で取得した軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行した場合、その運行に供したものを取得者とみなして環境性能割を課税する規定でございます。

第81条の2から81条の8までは、新設でございます。第81条の2は、日赤の、日本赤十字社の所有する車についての非課税規定、第81条の3は環境性能割の課税標準については、販売価格相当額とし、第81条の4で環境性能割の税率は環境性能に応じて1、2、3%の3段階に、7ページ、第81条の5、その徴収方法は申告納付とし、第81条の6、その申告納付の期日を定め、第81条の7で不申告者等に対する罰則規定、第81条の8は公益のための軽自動車、身体障害者車両、身体障害者が所有する車両については減免する規定でございます。

8ページ、82条から第91条につきましては、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更するもの、また、及び引用する条文の条ずれによるもの及び番号標記の整備でございます。

10ページお願いします。中段、第89条の種別割りの減免規定第1項中第2号として、生活保護者の所有する軽自動車等を明記し、第2号を第3号とするものでございます。

13ページお願いします。附則15条の2から15条の6は、軽自動車税の環境性能割の特例について規定をしております。附則第15条の2につきましては、環境性能割りは当分の間、県が賦課徴収を行う規定、附則第15条の2の2で、課税免除の規定及び附則第15条の3、減免の規定は当分の間、奈良県税条例に定めるものとする規定、14ページお願いします、附則第15条の4と附則第15条の5、当分の間、申告納付は町長とあるのを県知事とする規定、附則第15条の5、賦課徴収に係る費用を徴収取扱費として県に交付する規定、附則第15条の6は第84条の4に規定する税率について、当分の間、営業用については1%を0.5に、2%を1に、3%を2にする規定、第2項で自家用につきましても3%を2%とする規定でございます。

附則第16条につきましては、「軽自動車税」を「種別割」に名称変更し引用する条文の

条ずれ、また第2項から第4項のグリーン特例制度を削除するものでございます。

17ページをお願いします。

第2条関係の改正でございますが、これは安堵町税条例の一部を改正する条例（平成26年安堵町税条例）の一部を改正する条例第9号における附則第5条の改正で、軽自動車税の種別割の名称を変更するもの、また番号標記、文言整理でございます。

19ページをお願いします。

第3条の改正は、安堵町税条例の一部を改正する条例（平成28年安堵町条例）の一部を改正する、第14号における改正で、附則第1条第2号におきまして、軽自動車環境性能割の施行日に合わせるため、施行日を「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改正するものでございます。

本文の方の7枚目、11ページをお開きください。

施行期日でございますが、施行期日は公布の日から。ただし、第1条中附則第16条の改正規定並びに附則第3条の規定につきましては、平成29年4月1日。第1条の2、第2条の規定並びに附則第2条及び附則第4条の規定につきましては、平成31年10月1日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。表に戻っていただいて。

議案第8号

安堵町税条例等の一部を改正する条例について

安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

税務課長（中野彰宏） 本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（中野税務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続きます。

日程第14 議案第9号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼します。健康福祉課、磯部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

平成27年度の介護保険法改正によりまして、平成29年度実施予定でありました消費税増税が延期されたことにより、低所得者軽減の強化拡大施策は実施せず、現行の軽減制度を平成29年度においても継続することに決定されたことによる改正でございます。

現行の介護保険料低所得者軽減制度は、介護保険条例で定める保険料所得段階全9段階中、第1段階の保険料率について、基準額の0.5倍を基準額の0.45倍とし、その差額分0.

0.5倍につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1で平成27年度より公費負担しております。施行日は公布の日からでございます。

それでは議案書の3枚目、新旧対照表を御覧ください。最後のページでございます。

保険料率第2条第2項中、下線部分につきまして、「平成28年度」を「平成29年度」に改めます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第9号

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（磯部あさみ） 1ページ以降の本文につきましては、新旧対照表で御説明させていただいておりますので、重複いたしますので割愛させていただきます。よろしく御審議、御可決お願いいたします。

（磯部健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) ただいま11時10分です。11時20分まで休憩いたします。

休 憩(午前11時10分)

再 開(午前11時20分)

議長(森田 瞳) 再開いたします。

続いて、日程第15 議案第10号「安堵町一般会計補正予算(補正第10号)について」
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは議案第10号「平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第10号)について」
御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1千679万8千円を追加し、歳入歳出総
額を33億5千560万9千円といたします。

今回の補正理由につきまして、大きく分けて七つでございます。

歳出につきましては、一つ目といたしまして、人口減少社会に対応し、他の地域からの転
入が多く、住民同士の交流が希薄な当町北部地域におきまして、交流の場を提供し、地域コ
ミュニティの醸成を図るとともに、経済対策にも期待できるものとして多目的に利用できる
機能をもった拠点整備事業を実施するに当たり、用地の取得及び整備に係る経費を補正する
ものでございます。

なお、事業完了が翌年度となるため次年度に予算を繰越いたします。

二つ目といたしましては、社会保障・税番号制度による個人番号カード交付事業の発行委任事務負担金の交付額変更に伴う必要経費の補正で、100%国庫補助の繰越事業でございます。

三つ目といたしましては、国民健康保険料の軽減判定所得の見直しによる軽減世帯の増加に伴う基盤安定化のための国民健康保険特別会計への繰出金の増額補正でございます。

四つ目といたしましては、障害者福祉介護給付事業の増加に伴う自立支援給付費の増額補正、及び平成27年度の自立支援給付費精算に伴う超過交付に係る償還金の増額補正でございます。

五つ目は、中学校のトイレ改修工事にかかる経費の増額補正でございます。これは、先般の国の第二次補正予算である大規模改造事業において、学校施設環境改善交付金の交付内示を受けましたので、補正をお願いするもので、事業完了が翌年度となるため、次年度への繰越事業でございます。

六つ目は、ふるさと寄附金におきまして、当初見込みを上回ったことによる増額補正でございます。

七つ目は、歳出につきまして、普通交付税の交付決定額が当初予算を下回ったことによる減額補正でございます。

それでは補正予算書により、詳細を説明させていただきます。

補正予算書、11ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、拠点整備事業にかかる用地購入、そして登記等の業務委託、用地造成経費、あわせて7千91万円の増額補正でございます。この財源といたしましては、繰越金を充当させていただきます。

次に、同款、項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費におきまして、個人番号カード発行委任事務負担金58万9千円の増額補正で、国庫補助100%でございます。

なお、いずれも事業完了が翌年度となるため、次年度に予算を繰越いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目7国民健康保険医療助成費におきまして、国民健康保険基盤安定化繰出金として270万5千円の増額補正で、国庫、県費併せて4分の3補助でございます。

同款、同項、目9障害者自立支援給付費におきまして、介護給付費として430万円の増額補正で、国庫2分の1、県費4分の1の補助でございます。

次に償還金として20万円の増額補正で、繰越金を充当させていただきます。

次に、12ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費におきまして、中学校のトイレ改修工事にかかる設計管理委託費、工事請負費あわせて3千784万4千円の増額補正でございます。この財源といたしまして、4分の1国庫補助、残り地方債と繰越金を充てさせていただきます。

次に款12諸支出金、項1基金費、目5ふるさと基金費におきまして、ふるさと寄附金積立金として25万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第10号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第10号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,355,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加は、「第三表 地方債補正」による。

平成29年3月3日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降の説明につきましては、割愛の方させていただきたいと
思います。以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。
これより議案第10号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。
よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第16 議案第11号「安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)について」を、議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) おはようございます。住民課、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは「平成２８年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第４号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成２７年度の国民健康保険療養給付費等負担金の額が確定し、超過交付を受けたことが判明いたしました。本年度において精算するための償還金の増額補正、また６月議会におきまして国民健康保険税の軽減拡充のための条例を御可決いただき、軽減額が確定いたしましたので、歳入におきまして財源更正を行うための補正でございます。

この補正によりまして、国民健康保険特別会計の歳入並びに歳出の総額は１２億４千７９４万７千円となります。

それでは、詳細につきまして補正予算書により御説明させていただきます。補正予算書、最後のページ、７ページをお願いいたします。

歳出の部。

款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目３償還金におきまして、７６９万６千円の増額、これは平成２７年度の国民健康保険療養給付費等交付金の額が確定し、１千１６９万６千４０１円の超過交付を受けていましたので、本年度におきまして償還し精算するためのものがございます。予備費より４００万円を流用させていただき、残りの７６９万６千円を増額補正するものがございます。この財源といたしまして、１ページ戻っていただきまして、６ページ下段でございますけれども、歳入の部の款８諸収入、項１雑入、目４歳入欠陥補てん収入をもちまして、歳出と同額の７６９万６千円全額を充てさせていただきます。

同ページ上段の、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税におきまして、２７０万５千円の減額、その下の款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金におきまして、２７０万５千円の増額補正でございますが、これは国保税の軽減拡充措置による財源更正でございます。

以上でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第１１号

平成２８年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第４号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、平成２８年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第４号）を別紙のとおり提出する。

平成２９年３月３日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 議案書、１ページをお願いいたします。

議案第 11 号

平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）

平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,696 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,247,947 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 3 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページ以降の「第一表 歳入歳出予算補正」並びに事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

失礼しました。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第17 議案第12号「平成28度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について」を、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、石橋総合政策課長。上下水道課長。失礼しました。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 上下水道課、石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号「平成28度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、繰越明許費でございます。奈良県におきまして、流域下水道事業の推進に伴い、平成28年度補正予算要求された額が全額繰越明許費として要求され、その精算が29年度となるため、当町の建設負担金につきましても170万円を繰越明許費として補正予算要求するものでございます。なお、歳入歳出総額について変更はございません。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第12号

平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生）　続きまして、補正予算書の１ページをお願いいたします。

議案第１２号

平成２８年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）

平成２８年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第一表　繰越明許費」による。

平成２９年３月３日提出

生駒郡安堵町長　西本　安博

上下水道課長（石橋史生）　２ページをお願いいたします。

第一表　繰越明許費。款１下水道事業費、項２下水道建設費、事業名　大和川上流流域下水道建設負担金、金額１７０万円、合計１７０万円。

以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（石橋上下水道課長　降壇）

議長（森田　瞳）　ただいま、石橋上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより議案第１２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次の、日程第18 議案第13号「平成29年度安堵町一般会計予算について」から、日程第23 議案第19号、ごめんなさい、日程第24 議案第19号「平成29年度安堵町水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。
御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

日程第17 議案第13号から、日程第18 議案第18号、第19号までを一括議題といたします。

ただいま、議題としました7議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第13から議案第19、平成29年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について、一括して御説明させていただきます。

我が国経済をみると、アベノミクスの取り組みの下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費や民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっています。

これらを踏まえ、政府は、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現に向け、第1の矢「強い経済の実現」、第2の矢「国民の希望出生率1.8」、第3の矢「介護離職ゼロ」のアベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を実施するとされました。

平成29年度の地方財源確保への対応については、「一億総活躍社会の実現」や「地方創生の推進」、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運用が行えるよう、一般財源総額については、前年度の水準を0.2%上回る6兆803億円を確保されました。しか

しながら地方交付税につきましては、地方税収の伸びに伴い、対前年度比2.2%の減となる見込みでございます。

なお、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むために必要な経費を地方財政計画に計上されたところでございます。

地方においても、新たな政府の基本方針「一億総活躍社会の実現」や地域経済の活性化に向けた施策等に取り組み、公債費の高水準化に対応しつつ、経費全般については徹底した節減合理化に引き続き努め、行財政運営の効率性・透明性を高めるよう求められており、本町におきましても、町制の発展に必要な施策に予算の重点化を図りながら、歳入財源の大変厳しい中ではございますが、繰越金、地方債等を活用し予算編成を行なったところでございます。

それでは、議案第13号 一般会計予算でございます。

歳入からご説明いたします。

町税におきましては、前年度に比べ、町民税では、景気回復による法人税割の税収が伸びる一方、固定資産税については、企業の減少資産が増加したことにより、減収となる見込みでございます。

地方消費税交付金におきましては、消費の伸びなやみにより、減収となる見込みです。

地方交付税におきましても、算出の基礎である人口の減少により減収を見込んでいます。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金であります道路事業及び、空家等対策計画事業費補助金等の増により、また、県支出金につきましては、地域密着型施設整備補助金の増などにより増収を見込んでおります。

町債におきましては、社会資本整備総合交付金に係る公共事業等地方債が増となる一方で消防債の減による減収を見込んでおります。

財源の不足分については、繰越金及び財政調整基金の繰入金の活用によりまして、予算の確保に努めたところでございます。

歳出につきましては、少子化対策では、「地方創生」及び「一億総活躍社会」の実現に向け、医療費助成の拡充、学童保育の充実に加え、子ども・子育て支援新制度における保育の量及び質の充実のための「一時預かり保育および子育て広場」運営等にかかる経費。

介護事業においては地域密着型サービス施設（グループホーム）等整備促進にかかる経費。

国土強靱化のための防災・減災・老朽化対策に係る対策として、道路橋梁等のインフラ整備にかかる経費。

国の重点課題としての公共施設等の適正管理や一億総活躍社会実現に要する経費。

細やかな行政サービスを十分担えるよう、ゴミ広域化に伴う広域環境衛生組合負担金、及び、新収集計画、空家対策計画など策定支援業務に要する経費。

消防ポンプ車、および消防団活動服等購入、そして地域消防の充実にかかる経費。

電算システム強靱化、財務会計システム、人事給与システム、子育て支援対策システム等の整備に要する経費。

全国国民文化祭及び、全国障害者芸術祭・文化祭の開催経費など、法の改正に基づく経費

は優先的に計上し、経常的経費については、節減合理化に努め、「第4次安堵町総合計画」並びに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて必要な諸経費を計上させていただきました。

一般会計の総額は、32億円で前年度に比べ1億3千400万円の増額、4.4%の増となっております。

それでは予算書、1ページをご覧ください。

表題および総額の第1条第1項のみ、朗読させていただきます。

議案第13号

平成29年度安堵町一般会計予算

平成29年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,200,000千円と定める。

次に特別会計予算でございます。83ページをお願いいたします。

議案第14号の国民健康保険特別会計予算の総額は11億5千240万円で、一般被保険者療養給付事業の増で、前年度に比べ6千740万円の増額、6.2%の増でございます。

それでは一般会計同様、表題および総額の第1条第1項のみ朗読させていただきます。

議案第14号

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,152,400千円と定める。

続きまして、103ページをお願いいたします。

議案第15号の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は135万円で、償還のピークが過ぎたことにより前年度と同額となっております。

それでは先ほどと同様に、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,350千円と定める。

続きまして、111ページをお願いいたします。

議案第16号の下水道事業特別会計予算の総額は2億9千940万円で、事業費の増により、前年度に比べ2千600万円の増額、9.5%の増となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

平成29年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成29年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ299,400千円と定める。

続きまして、127ページをお願いいたします。

議案第17号の介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の総額は7億6千590万円で保険給付費の増により「前年度に比べ9千830万円の増額で、14.2%の増となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

平成29年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ765,900千円と定める。

続きまして、１４７ページをお願いいたします。

議案第１８号の後期高齢者医療特別会計予算の総額は９千３９０万円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増で前年度に比べ１千１７０万円の増額、１４．２％の増となっております。

それでは同様に、議案書を朗読させていただきます。

議案第１８号

平成２９年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成２９年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９３，９００千円と定める。

最後に、議案第１９号、別冊でございます。

安堵町水道事業会計予算でございます。別冊の１ページをお願いいたします。

歳出ベースで、第３条中第１款水道事業費用１億９千３５万円。

次のページ、２ページをお願いいたします。第４条中第１款資本的支出４千５９２万円を合計いたしました水道事業特別会計の総額は２億３千６２７万円で、前年度対比マイナス３千７３万円、１１．５％の減となっております。

水道事業会計を除く、一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、５５億１千２９５万円で前年度により３億３千７４０万円、６．５％の増でございます。

以上、平成２９年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長（森田 瞳） お諮りします。

議案第１３号「平成２９年度安堵町一般会計予算について」は、議長と議会選出監査委員を除く８名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第14号から議案第19号までの各特別会計予算及び水道事業会計予算の6議案については、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第19号までは、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま、11時55分です。10分休憩いたします。

予算審査特別委員会の、委員長・副委員長を選出いたしますので、暫時休憩、10分間の休憩をとります。

休 憩（午前11時55分）

再 開（午前12時05分）

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き、再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会及び特別会計等予算審査特別委員会における、正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長に、3番 大星成司議員、同じく副委員長に、5番 島田正芳議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長に、6番 中本幸一議員、同じく副委員長に、7番 植田英和議員。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第25 議案第20号「町道路線の認定について」を、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼いたします。産業建設課、堀口でございます。

今回町道認定をお願いする路線につきましては、東安堵、あつみ台地区における開発行為の完了公告された道路を東安堵95号線と接続することにより、生活道路として利便性を高めるための都市計画法第40条第2項の規定により町道として認定し、生活環境の向上を図るものであり、既に本町に帰属がなされ、登記も完了いたしております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第20号

町道路線の認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀口善友） 次のページを御覧ください。

認定する路線でございます。路線番号356、路線名 東安堵132号線、起点終点とも大字東安堵172番4、幅員につきましては最小6.0、最大6.3mとなっています。延長は192.2mでございます。

次のページを御覧ください。この黒の矢印で囲った部分が、今度認定をお願いする、町道として認定をお願いする路線でございます。

以上でございます。よろしく御審議、御可決賜りますようお願い申し上げます。

（堀口産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 続いて、日程第26 報告第2号「平成29年度安堵町土地開発公社予算の報告
について」を議題といたします。

本案について提案理由を求めます。

産業建設課長(堀口善友) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀口産業建設課長。

(堀口産業建設課長 登壇)

産業建設課長(堀口善友) 失礼します。それでは報告第2号 平成29年度安堵町土地開発公社の
予算につきまして、御説明、御報告させていただきます。

予算書、1ページを御覧ください。

平成29年度の事業計画でございます。公有地売却事業といたしまして、東安堵小集落地
区事業用地を1千800万5千円で売却予定をいたしております。

次に2ページを御覧ください。

公有地取得事業でございますが、平成29年度におきましては予定はございません。

続いて、3ページを御覧ください。

第2条、収益的収入は1千800万7千円であり、収益的支出は1千800万5千円でございます。なお、差額の2千円につきましては、受取利息でございます。

次に第3条を御覧ください。資本的収入として38万円であり、これは、利子補給金でございます。次に資本的支出でございますが、1千571万7千円でございます。

次にページの第4条を御覧ください。借入金でございますが、その限度額を1千540万円とさせていただいております。

次のページ以降につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第2号

平成29年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

平成29年3月3日報告

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀口善友） 以上、報告とさせていただきます。

（堀口産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終結します。

議長（森田 瞳） 本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、3月16日午前10時開会です。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

散 会

午後0時12分
